

令和6年度 第1回大阪府部活動の在り方に関する研修会
講義・講演資料より

『部活動におけるコンプライアンスとガバナンス・ 地域スポーツとの連携時の法的問題点等』

大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会
弁護士 坂 房和

内容

- 1 体罰・パワハラ
- 2 スポーツ事故の判例・裁判例
- 3 那須雪崩実刑裁判例
- 4 グッドガバナンス
- 5 薬物
- 6 ガバナンスコード

コンプライアンスとは

法令遵守

法令や規則、社会的規範、倫理、モラルなども含めて基本的ルールを守り活動していくこと

※ 法令に違反しないことはもちろん、社会的規範やモラルに反しない行動をとることまでも含むようになってきています

パワーハラスメントとは

令和元年5月29日、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正案が可決成立
パワハラについて

- 「① 職場において行なわれる優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③ その雇用する労働者の就業環境が害されること」としている。

文部科学省の資料

「同じ組織（競技団体、チーム等）で競技活動する者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為・言動等」

パワハラ的行為類型

- 1 暴行・傷害（身体的な攻撃）
- 2 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- 3 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- 4 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- 5 業務上の合理性はなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- 6 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

ハラスメントによるダメージ

1 被害者へのダメージ

- ① 健康状態の悪化 ② 練習意欲の低下 ③ 休学・退部に繋がる

2 行為者へのダメージ

- ① 個人として裁判で損害賠償請求（自殺の場合などは莫大な金銭請求）
- ② 刑事事件としての立件 ③ チーム内での信用低下 ④ 行政、学校からの処分

3 チームへのダメージ

- ① チーム内の雰囲気悪化 ② 退部・休部の増加 ③ 練習の質の低下
- ④ 精神的な不安による事故、トラブル ⑤ 刑事事件への発展
- ⑥ 訴訟・損害賠償請求 等

改善策

- 1 常に相手の立場にたち、自分の言葉にする内容が相手にとってどう感じるかを考える
- 2 置き換えをしてみる。自分が選手を叱る場合に他の人ならそのような言い方をするか
- 3 年下でも、あくまでも今の役割が異なるだけで対等な人間であり、偉そうにしない
- 4 選手等は、自分に対して何も言えない可能性があることを常に意識する
- 5 自分の常識だけで判断して叱責せず、他の人の意見を聞く
- 6 叱る目的をはっきりさせる、感情的に怒ることはしない
- 7 一方的に話さず、相手にも話をしてもらい交互に会話をする
- 8 普段から話ができる雰囲気づくりを心掛ける
- 9 反射的に感情で発言せず、一度3秒は待ちパフハラに当たらないかを考えて発言する

大学日本拳法部しごき傷害致死事件①

1 事案の概要

大学の日本拳法部の部員である被告人（当時3回生）が、新入部員である被害者が退部届を提出したことに立腹し、練習の名のもとに制裁を加えようと、いわゆるスーパーセーブと称する空手用の面を同人に装着させ、パンチンググローブを着用した手拳で同人の顔面を2回殴打する暴行を加えて致命傷を負わせ、その傷害により、被害者を死亡させた事案、懲役1年6ヶ月の実刑が言い渡された。（大阪地裁判決H4・7・20）

2 判決要旨

「スポーツとして行なわれる格闘技及びその練習が正当行為として違法性を阻却されるためには、スポーツを行なう目的で、ルールを守って行なわれ、かつ相手方の同意の範囲内で行なわれることを要するものと解される。」

「被告人の本件行為は日拳部の練習時間、練習場所において行なわれたものであるが、いかなる観点からもスポーツとして是認される日本拳法の練習とは言えず、それに名を借りた制裁行為と見るべきであり、到底正当行為と見ることはできない」

大学日本拳法部しごき傷害致死事件②

スポーツ活動中の行為が正当行為として違法性が阻却されるための要件として

- ① スポーツを行なう目的で行なわれたこと
 - ② ルールを守って行なわれたこと
 - ③ 相手方の同意の範囲内で行なわれたこと
- として、3つの要件を挙げる。

高校バスケットボール部体罰事件

大阪地裁判決H25・9・26 判決要旨

「被害者は、肉体的な苦痛に加え、相当な精神的な苦痛を被っており、これは被害者の自殺及び被害者作成の書面からも明らかである。被害者は、罰を受けるようなことは何らしておらず、要するに被告人が満足するプレーをしなかったという理由で暴行を加えられたのであって、このような暴行は、被告人が書き残したように理不尽というほかない。また、被告人は、本件以前に、同僚の教師が体罰等で懲戒処分を受けたり、自己の体罰ないし暴力的指導について父母から苦情を受けたりするなど、自己の指導方法を顧みる機会があったにもかかわらず、効果的で許される指導方法であると妄信して、体罰ないし暴力的指導を続けてきた。これらの事情からすると、被告人の刑事責任は軽視できない。」

落雷事故等の天候による事故

高校生がサッカーの試合中に落雷で後遺症の残る重大な障害を負った事案において裁判所での判決（最高裁平成18年3月13日判決）

裁判の差し戻し審の結果は、学校及び大会主催者は連帯して3億円支払えという重大なもの

「このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減少するとの認識が一般的なものであったとしても左右されるものではない。なぜなら上記のような認識は、平成8年までに多く存在していた落雷事故を予防するための注意に関する本件各記載などの内容と相いれないものであり、当時の科学的知見に反するものであって、その指導監督にしたがって行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなりえない」

落雷・熱中症などの天候異常への対応

スポーツ指導者・監督は

- 1 最近の急変する天候等の環境の変化に対しても少なくとも各競技団体から出されているガイドラインや市販されている等の手に入れられる安全に関する資料、さらにはスマホの天気情報など、最新の情報を手に入れ知識を常にアップデートしていくことが重要
- 2 これは、競技内の事故に対しても同じと考えます。

最新の各競技における安全対策の資料、ガイドライン、各競技団体のHP等に上がっている資料、書籍、インターネット情報に目を通して安全を確保する義務が指導者にはあると考えられる

熱中症対策

JSPO スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック



環境省 熱中症環境保健マニュアル



那須雪崩死亡事故事件判決

1 事案の流れ(報道による)

2017年3月27日 栃木県那須町で雪崩事故発生

スキー場周辺の国有林で40名以上が雪崩に巻き込まれ県立大田原高校の登山講習中の山岳部員7名と教諭1名が雪崩事故で死亡

2019年3月 引率教諭3名が業務上過失致死容疑で書類送検

2020年3月 一部遺族が教諭らに民事調停申立

2022年1月 民事調停 不調停

2022年2月 一部遺族が県と教諭らに損害賠償責任を求めて提訴
地検が教諭3名を業務上過失致死で起訴

2023年6月18日 宇都宮地方裁判所が講習会を主催した県と県高体連に
約2億9000万円の賠償命令判決 確定

14

那須雪崩事件の刑事事件実刑判決

1 2024年5月30日 宇都宮地方裁判所判決 (報道による)

引率教諭3名に対し、業務上過失致死傷罪、3名共に、禁固2年の実刑

2 ① 講習会は、学校教育活動の一環で、安全確保が強く求められていた

② 地形の特徴、前日からの新雪が30センチに達していたことなどから、雪崩発生
の危険性を予見することは十分に可能

③ 3名は天候を鑑みて、当日の訓練を歩行訓練に変更しているが、新雪歩行訓練の
区域によっては雪崩を原因とする重大な死亡事故を発生させるおそれが懸念され
る状況にあった。

④ 重大な危険を看過し、相当に緊張感を欠いた杜撰な状況の下で漫然と訓練が実施
されるに至った などとして

量刑について、雪崩発生の確実な予測が困難であることを踏まえても、相当に重い不
注意による人災だったとして、禁固2年として、執行猶予をつける特段の事情はない
との判決が下った

大分地判 H25・3・21

1 事案 県立高校で、剣道部の練習中に部員であるAが熱中症などを発症して死亡した事故につき、Aの両親が顧問、副顧問には、適切に処置しなかった過失があるとして、顧問、副顧問、県、市に対し請求

2 結論

県、市に対する請求は一部認容、顧問、副顧問に対する請求は棄却

3 過失について

剣道には、熱中症発症のリスクがあるという前提に、顧問はAが竹刀を落としたのにそれに気づかず竹刀を構える仕草を続けるという行動を認識した時点で「直ちに練習を中止させ、救急車の出動を要請するなどして医療機関へ搬送し、それまでの応急措置として適切な冷却措置をとるべき注意義務があった」として、顧問にはその義務に違反する過失があった。

4 ポイント

熱中症が生じた場合に適切な応急措置をとる義務、があるとされていることが特徴

スポーツ団体のグッド・ガバナンス

- 1 スポーツ団体の団体運営には、スポーツを行なう者の権利保護、団体運営の透明性の確保、迅速かつ適正な紛争の解決などグッド・ガバナンスが求められるようになってきている
- 2 スポーツ団体も、団体自治の原則に基づき、定款や諸規定をはじめとする団体運営のための内部ルールを自ら定めて、団体運営を行なうが、当然、法人法、組織法の内容やその背景にある考え方を理解した上で団体運営を行なわなければならない
- 3 スポーツ団体といえども、その設立や運営に当たって、当該適用される法律に定められたルールを遵守しなければならない

スポーツ団体の特徴

- 1 閉鎖性
- 2 スポーツ界における、そのくらい大したことではないという、ズレた常識、集団のノリ
- 3 財政の脆弱性
- 4 ボランティアでやっているのだからこのくらいはいいであろう無報酬、自己負担で指導にあたることによる責任の所在が曖昧になる傾向
- 5 軍隊式の意見の言えない上下関係
- 6 各競技における現役時代の成績が発言力となり、理事、理事長に就任するが、ガバナンス能力とは直結しないこと

薬物犯罪の法律

1 大麻取締法

- (1) これまでは、不正所持、譲渡などが処罰されていたが、使用罪が創設された

2024年12月12日施行、以降、処罰される

- (2) 安易にタバコより有害性がないなどということをして信じて人生を壊すリスク

2 覚醒剤取締法

覚醒剤及び覚醒剤原料の輸出入・所持・製造・譲渡し・譲受け・使用に関して必要な取り締まりを行うことを目的としている。

薬物犯罪の法律

3 麻薬取締法

4 あへん法

※ ほとんどが、覚せい剤取締法、大麻取締法違反

最近では、若者・学生の間で、大麻は有害ではないとして流行っている

※ 日大の事件でもあったが、大麻から覚醒剤に移行していく可能性が高く安易に手を出すことの危険性

日大 アメフト大麻事件

1 2023年7月 副学長が寮内で荷物検査 ※指導者の危険性

2023年8月 部員1名が逮捕

10月 2人目逮捕

11月 3人目逮捕

2023年11月 学内会議での廃部の方針決定

2024年3月 11人目 書類送検

※ 結果、①廃部、②マスコミに連日報道され、顔写真も全国報道、③日大は数百億円の補助金や入学者の激減、等、各関係者に莫大な損害、影響を与えた

リスクマネジメント

1 ハインリッヒの法則

1つの重大事故の背後には、29の小さい事故と300もの異常がある
との法則

2 監督含め、コーチ、学生でリスクマネジメント担当を作り、リスクを洗い出す

3 事故や事件が発生した場合の、処理方法、伝達方法を事前に話し合いマニュアルを作成する

4 事件、事故が発生した場合は、監督、リスクマネジメント担当に情報を集中させ、早期に専門家、学校に報告し被害が拡大しない方法を適切に判断する

5 チーム内において事件事故が起きることを話し合う

保険の内容

- 1 スポーツ安全保険（スポーツ安全協会）
 - (1) 傷害保険 死亡保険金2000万円 後遺障害3000万円限度（4000万への増額予定あり）
アメリカンフットボール等は、750万円が限度
 - (2) 賠償責任保険 対人・対物1事故上限5億円 対人は1人上限1億円
 - 2 災害共済給付 義務教育・高等学校等 死亡保険金4000万円
 - 3 学生教育研究災害障害保険（学研災） 全国の大学・短大の8割が加入
死亡保険金 2000万円 後遺障害 60万円～1500万円
 - 4 各競技団体の見舞給付金 柔道・ラグビー 死亡見舞金 200万円
柔道 後遺障害 2000万円上限
 - 5 スポーツファシリティーズ保険
- ※ 保険の内容は日々変更するので最新の情報を調べてください。

7つのガバナンス原則

- 1 平成26年度文部科学省委託事業「中央競技団体のガバナンスの確立、強化に関する調査研究 N F 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」において、スポーツ団体が尊重すべき7つのガバナンス原則が挙げられている。
- 2
 - ① 権限と責任の明確化
 - ② 倫理的な行動、法令遵守
 - ③ 適正なルール整備
 - ④ 透明性と説明責任
 - ⑤ 戦略的計画性
 - ⑥ 多様なステークホルダーの尊重
 - ⑦ 効果的な財務運営

ガバナンスコード

- 1 令和元年6月10日、中央競技団体向け、ガバナンスコード策定
8月27日、一般スポーツ団体向け、ガバナンスコード策定
- 2 ガバナンスコードが対象するスポーツ団体は、「スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体」
(スポーツ基本法2条2項)
スポーツ団体は、法人格の有無、規模、業務内容についても多種多様
- 3 ガバナンスコードは、適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものとして策定された
- 4 N F 向けガバナンスコードは、13の原則から構成されている
- 5 令和5年9月 中央団体向けガバナンスコード改定
令和5年11月 一般スポーツ団体向けガバナンスコード改定

スポーツ団体ガバナンスコード ＜中央競技団体向け＞原則1

組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

- (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること
- (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること
- (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

原則2

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

- (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること
 - ① 外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること
 - ② 評議員会を置くN Fにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること
 - ③ アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること
- (2) 理事会を適正な規模とし、実行性の確保を図ること
- (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること
 - ① 理事の就任時の年齢に制限を設けること
 - ② 理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること
- (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること

原則3

組織運営に必要な規程を整備すべきである。

- (1) N F 及びその役職員その他の構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること
- (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること
- (3) 代表選考の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること
- (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること

原則4

コンプライアンス委員会を設置すべきである

- (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること
- (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること

原則5

コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。

- (1) N F 役員向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (3) 審判員向けコンプライアンス教育を実施すること

原則6

法務、会計等の体制を構築すべきである。

- (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること
- (2) 財務・経理の処理を適切に行ない、公正な会計原理を遵守すること
- (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

原則7

適切な情報開示を行なうべきこと

- (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行なうこと
- (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行なうこと
 - ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること
 - ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること

原則8

利益相反を適切に管理すべきである。

- (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とN Fとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること
- (2) 利益相反ポリシーを作成すること2024/11/12

原則9

通報制度を構築すべきである。

- (1) 通報制度を設けること
 - ① 通報窓口をN F 関係者等に周知すること
 - ② 通報窓口の担当者に、相談内容に関する守秘義務を課すこと
 - ③ 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行なうことを禁止すること
- (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること

原則10

懲罰制度を構築すべきである

- (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること
- (2) 処分審査を行なう者は、中立性及び専門性を有すること

原則11

選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

- (1) N Fにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること
- (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること

原則12

危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

- (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること
- (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること
- (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること

原則13

地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行なうべきである。

- (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行なうこと
- (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行なうこと